役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場(以下「本法人」という。) 定款第20条の規定に基づき、常勤役員(以下「役員」という。)の報酬の支給につい て定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規則における役員報酬とは、本法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 代表理事は、総会の議決を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

- 第4条 役員報酬は、月額41,237円を報酬とする。
 - 2. 月額報酬額は、総会の承認を得て別に定める。

(役員報酬の支払)

- 第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。
 - 2. 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(規則の変更)

第7条 本規則は、総会の承認により変更することが出来る。

附則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

特定非営利法人おんがくの共同作業場職員給与規則

[制定 平成15年4月1日] 令和1年1月19日

目 次

第1章 総則

第2章 給与

第3章 諸手当

第4章 実施に関し必要な事項

附則

第1章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は特定非営利法人おんがくの共同作業場職員の給与の決定、計算及び支払い方法 その他の必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第二条 職員の給与に関しては、労働基準法とその他法令に定めるもののほか、この規則の定める ところによる。

(給与の区分)

第三条 職員の給与は勤務時間に応じた時間給とする。

(給与の支払い)

第四条 職員の給与は、その全額を通貨で直接社員に支払う。

(給与の計算期間)

第五条 給与の計算期間は、前月の21日から当月の20日までとする。

(給与の支給日)

第六条 職員の給与支給日は、毎月の末日とする。その日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたるとき は前日とする。

第二章 給与

(給与の決定)

第七条 職員の給与は、その年々に制定された東京都の最低賃金に則し、時間給単価に作業した時間30分単位を乗じた額とする。

第三章 諸手当

(通勤交通費)

第八条 職員が勤務に要した交通費を支給する。計算期間及び支給日は給与の支給に準じる。

第四章 実施に関し必要な事項

(適用の見直し)

第九条 代表理事はこの規則の実施状況について、必要に応じて調査を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な処置を講ずるものとする。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(一部改正)

平成18年5月30日 時間給単価を800円に改定する。

平成25年4月30日 時間給単価を870円に改定する。

平成28年3月30日 時間給単価を907円に改定する。

平成28年11月30日 時間給単価を932円に改定する。

平成31年1月13日時間給単価をその年々に制定された東京都最低賃金に則するものと改定する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名 特定非営利活動法人おんがくの共同作業場 事業年度 平成30年11月1日~令和1年10月31日

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金 額
事業収益	
①オーケストラ付きクラシック合唱音楽に関する教育、指導、普及	356,000 円
②自主演奏会の企画、開催運営	15,998,400円
③依頼演奏会の企画・制作・マネージメント支援	6,257,571 円
④メディア制作と資料の編集及び配布	580,840 円
⑤オーケストラ付きクラシック合唱音楽に関する国際交流	3,313,000円
⑥本法人の目的を達成するために必要な事業	0円
受取助成金	0円
受取寄付金	643,300 円
アフガン寄付金	387,786円
震災復興支援寄付金	38,000円
子供育成支援	21,000円
年会費(正会員費、賛助会員費)	2,770,000 円
管理収益	0円
受取利息	24 円
合計	30,365,921 円

(2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額	
なし						円
						円
						円
	合		計			円

1	3	その	ł	1

なし		
		·

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

譲渡資産の内容	料 金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
② 資産の貸付けに係る料金及び条件等 貸付資産の内容	料 金	条件等
なし	円	
	P	
	H	
3) 役務の提供に係る料金及び条件等	[1]	
3) 役務の提供に係る料金及び条件等役務の提供の内容	料金	条 件 等
役務の提供の内容		条件等
3) 役務の提供に係る料金及び条件等 役務の提供の内容 なし	料金	条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,200,100円	制作費
		2,123,647円	制作費
		1,082,406円	制作費
		700,000 円	制作費
		362,740 円	制作費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

12,	メイノロックエーン ウィスフリック	T-1-1		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			1,947,000 円	事務所賃料
			1,384,360円	大ホール・付帯設備使用料
			596,229 円	チラシ、プログラム印刷料
			401,500 円	大ホール・付帯設備使用料
			366,471 円	大ホール・付帯設備使用料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	護 渡 年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

WW->MEN	WEBX->13/13	, - д - 0, /			
取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の額	役務提供の内容等
			通年	1,947,000 円	事務所賃料
			通年	756,000 円	合唱指導費
			通年	300,000 円	出演料等
			通年	30,000 円	出演料等

4 **寄附者に関する事項** [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

	氏	名	寄	附	金	額	受	領年	三月	日
該当なし					*					
								•	•	
	**-*-*-	* • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								

5 給与の総額等に関する事項[⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

 給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
									39人										į	3,01	8,5	01円
 						- *																

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した 寄附金額
該当なし			アフガニスタンに車椅 子を贈る基金	630,735 F

	合 計			63 0, 7 35 円

7 海外への送金等に関する事項[⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
令和 1.5.7			地雷で傷ついたアフガニスタン 贈る募金	の子どもたちに車椅子を		630,735 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場	f x ;	1	欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	,	/	

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目 最も人数が多い「特定の法 最も人数が多 割合 割合 役員 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ グループの人 る者及びこれらの者の親 数 (2)÷(1) (4)÷(1) 族等」のグループの人数 数 (I) (2) (3) **(4)** (5) X 分 (a) H29年11月1日~H30年10月31日 12人 0人 0% 0% 0人 年月日~年月日 **b** % 人 人 % 年月日~年月日 人 人 % 人 % 年月日~年月日 **a** 人 人 % 人 % 年月日~年月日 **e** % % 人 人 人 年月日~年月日 **(D)** 人 % X % 人 申 時 請 %

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

-								
Γ	各社員の表決権が平等である	a	(b)	©	@	©	①	申請時
١	上記を証する書類の名称とその内容等	1ulu \	1-1-1 ×	h-h \	はい	はい	はい	はい
l		はい	はい	はい	•	•		
		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
i	1	1	1	!		[Į.]

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

1	١

項目	a	Ф	©	@	e	(f)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい	はい・・・いえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・いえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい・・・いん	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・いった	はい ・ いいえ	はい・・	はい・・・

建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項目	a	ⓑ	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽 載がある等の不適正な経理の有無	の記有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員の状況

第3表付表1

							7103013501			
法人名	特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場	a	(b)	©	@	e	Œ	申	請	時
役 員 数		12 人	人	人	人	人	人			人
	最も人数が多い「親族等」 のグループの 人数	0人	人	人	人	人	人	·		人
	最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人			人

	<u>.</u>	役	員の内訳							
	-					就	任	等(の状	況
氏 名	住 所	職名	続柄等	a '	Ф	©	@	(e)	申請時	就任・退任 年月日
渡部智也		代表理事		0						H26. 1. 19 就任 - H30. 1. 21 (表就任
郡司博		瓔		. ()						H14.7.1 就任
右近大次郎		瓔		0						H26.1.19 就任
島原浩		理事		0						H14.7.1 就任
伏見裕子		理事		0						H14.7.1 就任
宮島信男		理事		0						H14.7.1 就任
伊田明代		理事		0						H19.6.17 就任
岡田利英		理事		0						H22. 1. 17 就任
高木徳一		理事		0						H23. 1. 23 就任
上田 潤		理事		0						H23. 1. 23 就任
村田 靖		監事		0						H23. 1. 23 就任
西野弘文 		監事		0	.		·			H19. 1. 21 就任 H31. 1. 22 退任
星野宏充		監事		0						H31. 1. 23 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場										
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間							
現金出納帳	ルーズリーフ	週1回	7年間							
総勘定元帳	会計ソフト(日本 ICS) 「日本 ICS 経理上手くん」 使用による装丁帳簿	月1回	同上							
仕訳日記帳	会計ソフト(日本 ICS) 「日本 ICS 経理上手くん」 使用による装丁帳簿	月1回	同上							
入金伝票	単票	都度	同上							
出金伝票	単票	都度	同上							
振替伝票	単票	都度	同上							
寄付金一覧	大学ノート	都度	同上							
給与台帳	ルーズリーフ	月次 (月 1 回)	同上							
棚卸し資産台帳	大学ノート	都度	同上							

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場 チェック 欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1	·							
	項目	a	(b)	©	@	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 する活動	_	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	a	Ф	©	(1)	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有・璺	有•無	有∙無	有·無	有·無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有∙無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

 法人名
 特定非営利活動法人おんがくの共同作業場
 チェック欄

 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること
 より

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類
- へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

の事務	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ所において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	する	意しない
1	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員 氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	員 のうち 10 人	以上の者の
p	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ			
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
赤	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親の事業のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実	上族又はこれら 者で、当該沿)寄附金の額及	の者と特殊 5人に対する
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

VI. I do	the she that the War North State of	
法人名	特定非営利活動法人	おんがくの共同作業場

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること													チェック	欄				
特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (a) (b) (c) (d) (e) (f)																		
ŀ	(a)		(b)		(C)		(0)			© e								
	有・無	ŧ	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利 **【**fェック欄 益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

a		6			©			a			e			Ð			申請時			
有	•		有	•	無	有	•	無	有	٠	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること												
	事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	月		

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名 特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場 チェック 欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法 人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若 しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 (注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認 定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並び に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 有・無 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 有・無 年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関す 有・無 る法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けるこ とがなくなった日から5年を経過しない者の有無 有・無 暴力団の構成員等の有無 はい・いいえ 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 はい・いいえ 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滯納処分の終了の日から3年を経過 4 はい・いいえ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄稅務署長等から交付を受けた納税証明書 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること 添付 (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること 書類 (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はいいいえ 5 次のいずれかに該当する法人 6 はい・いいえ 1 暴力団 はい・いいえ П 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人